

協議第78号

平成16年5月13日確認

地方税の取扱いについて(その2)

地方税の取扱いについて(その2)別冊のとおり提出する。

平成16年5月13日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

協議第78号

協議会協議項目（案）

地方税の取扱いについて(その2)

津地区合併協議会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	8 地方税の取扱い	専門部会	財務部会
関係項目	都市計画税	分科会	固定資産税分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
23 都市計画税	市街化区域内にある土地及び家屋：都市計画税0.3%で課税 ※市街化区域設定	— ※市街化区域設定	— ※市街化区域設定	—	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	23. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	-------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
ー ※市街化区域設定	ー	ー	ー	市街化区域の土地及び家屋に都市計画税(税率:0.3%)を課税する。 ただし、久居市、河芸町、香良洲町の区域については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、平成21年度までの間に限り、課税免除とする。 なお、都市計画税は、都市計画税が課税されている市街化区域において、下水道事業、街路事業、区画整理事業等を行う別枠の財源とする。

津地区合併協議会 参考資料

【都市計画税関係】

○都市計画区域及び条例設置状況

	構成市町村の現況										市町村計
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
都市計画区域の有無	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	6/10
線引きが行われている地域	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	4/6
未線引きの地域	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	2/6
都市計画税条例の有無	○ 税率:0.3%	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1/6

○都市計画税の仕組み

	都市計画区域		
	線引きが行われている区域		未線引きの区域
	市街化区域	市街化調整区域	
課税することができる場合	条例により課税することができる。 課税区域については、具体的な都市計画事業が市街化区域の一部において実施されるような場合でも市街化区域のうち一部の区域を課税区域から除外すること、市街化区域のうち一部の区域に対して不均一課税することは、法律の予定していないものと解釈されている。	次のいずれかの場合において条例で課税区域を定めたとき ① 都市計画法による大規模な開発行為の区域内で都市計画事業が行われる場合 ② ①に類するような特別な事情があり、それに伴い市街化調整区域のうち一定の区域を課税区域としなければ、市街化区域を課税区域としていることとの均衡がとれない場合特に、地元の利益となる都市計画事業が施行される場合など。	都市計画事業の受益が及ぶ区域として条例で都市計画区域の全部又は一部の区域を課税区域として定めた場合

○都市計画税の沿革

都市計画税は、大正8年に創設された都市計画特別税を起源としている。

昭和25年の地方税制改正に伴って一旦廃止(水利地益税に吸収)されたが、昭和31年に受益者負担制度の拡充の趣旨から、都市計画税が制度化された。

津市の課税状況	昭和31年度	0.1%	
	昭和32年度～昭和52年度	0.2%	税制改正で制限税率の上限
	昭和53年度～	0.3%	税制改正で制限税率の上限

○地方税法(抜粋)

(都市計画税の課税客体等)

第702条

市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地地区画整理事業に基づいて行う土地地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもの(以下本項において「都市計画区域」という。)のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域(当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあつては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域)内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち市街化調整区域(同項に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。)において同法第34条第10号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(第349条の3第9項から第11項まで、第16項、第26項から第31項まで、第34項から第36項まで又は第38項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第343条(第3項及び第8項を除く。)において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。

(都市計画税の税率)

第702条の4

都市計画税の税率は、100分の0.3を超えることができない。

○市町村の合併の特例に関する法律(抜粋)

(地方税に関する特例)

第10条

合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

津地区合併協議会 参考資料

都市計画税の事例別試算による比較

(※ 15年度調定をベースに、年度変動を考慮せず)

【事例 1】 合併と同時に津市の例により課税(0.3%)した場合 (単位 百万円)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	5年間合計
津市	1,883	1,883	1,883	1,883	1,883	9,415
久居市	268	268	268	268	268	1,340
河芸町	176	176	176	176	176	880
香良洲町	44	44	44	44	44	220
3市町小計	488	488	488	488	488	2,440
合計	2,371	2,371	2,371	2,371	2,371	11,855

【事例 2】 津市は現行どおり課税し、久居市ほかは5年間課税しない場合

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	5年間合計
津市	1,883	1,883	1,883	1,883	1,883	9,415
久居市	0	0	0	0	0	0
河芸町	0	0	0	0	0	0
香良洲町	0	0	0	0	0	0
3市町小計	0	0	0	0	0	0
合計	1,883	1,883	1,883	1,883	1,883	9,415

事例別の比較表

(単位 百万円)

※ 税額は、合併後5年間の合計額

区分	税額	【事例1】との差	
事例 1	11,855	—	合併と同時に津市の例により課税(0.3%)した場合
事例 2	9,415	▲ 2,440	津市は現行どおり課税し、久居市ほかは5年間課税しない場合